

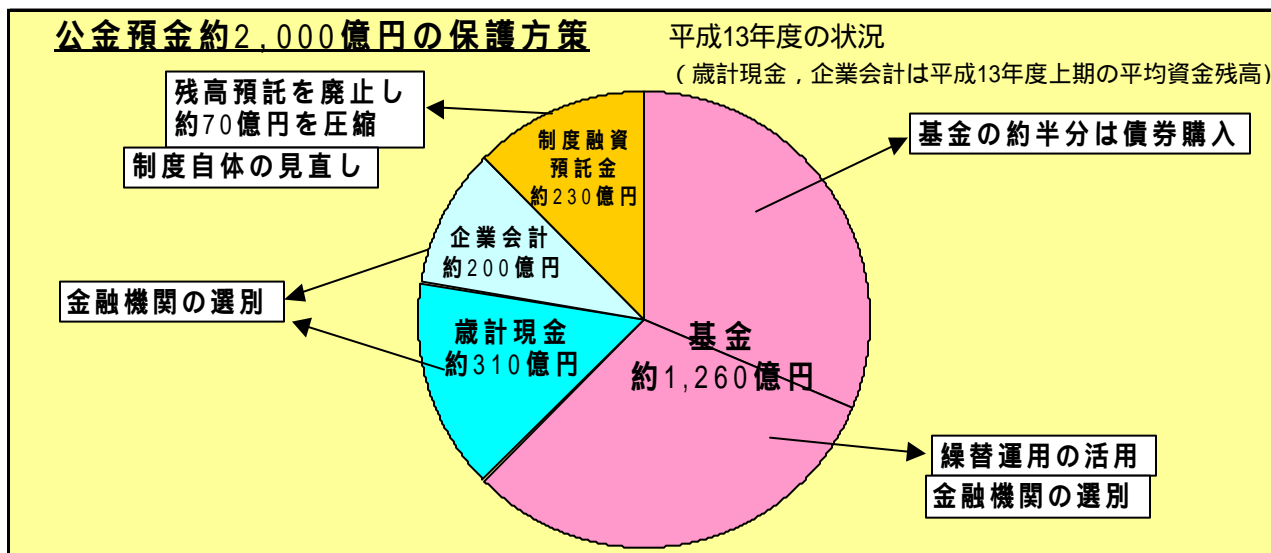
公金の保管運用のあり方について(報告書) 要旨
川崎市におけるペイオフ解禁への対応方策指針
平成13年11月

(前提条件：ペイオフ解禁による影響)

- ・平成14年4月に定期性預金，平成15年4月に決済性預金がペイオフ解禁となる。
- ・元本1,000万円とその利息のみが保護される。
- ・企業会計や，前渡金口座も合算され一預金者とみなされる(これを名寄せという)。
- ・商工中金，郵便局を除く全ての金融機関が対象となる。

自治体も自己責任により，公金の保管運用が必要となる。

1 保護方策



(1) 金融機関の選別

- ・経営状況により，金融機関のランク分けを行う等の対応をする。
- ・指標は自己資本比率，格付け，株価等を使用し，金融専門家の意見もとり入れながら総合的に判断する。

(2) 預金量の圧縮

- ・歳計現金(企業会計含む)への繰替運用をさらに活用し，基金の預金量を減らす。
- ・前渡金の管理執行体制を見直し，滞留量を減らす。

(3) 金融商品の選択

- ・安全性と流動性の確保を第一に考える。
- ・基金を中心に，預金運用に加えて債券運用を導入する。
債券は国債，政府保証債，地方債に限り，償還日までの持ちきりとする。

(4) 制度の見直し

- ・制度融資，基金ともに，統廃合を含めた制度自体の見直しを行う。
- ・制度融資は，残高預託方式を廃止し，既に利子補給方式を導入している制度については預託金を廃止する。また，利子補給方式の新たな導入，相殺を想定した預託金との同額借入，損失補償付与等，その他の手法の組み合わせを検討する。

2 体制整備

(1) 「(仮称)公金預金の保管に関する対策推進会議」の設置

- ・庁内のペイオフ対策を引き続き進め，各所管課の進捗状況を調整する。

(2) 「(仮称)金融機関調査連絡会議」の設置

- ・ディスクロージャー誌等により，情報収集に努める。
- ・外部の金融専門家の活用等により，安全性の高い預入先の選定を行う。
- ・職員のペイオフに対する意識向上，能力向上を図り，企業会計を含めた庁内関係部署の連携を図る。

(3) 「公金の保管運用方針」の策定，公表

- ・公金の保管運用方針をあらかじめ示すことで，市民に対する説明責任を果たす。

(4) 基金の一元管理体制の確立

- ・安全性，流動性の確保をした上で効率的運用を可能とするため，積立基金(公共下水道事業基金を除く)を一元管理する。

(5) 預金量と，借入量の把握

- ・全ての金融機関における預金量・借入量を一括して把握し，有事に際し即座に対応できる体制を整える。

3 セイフティーネットの構築

(1) 債権債務の相殺

- ・同一金融機関における，本市預金債権と借入金債務を相殺する。
相殺を実行する場合は，公債費償還金を予算計上する必要がある。この場合財源として基金の取り崩しが考えられるため，基金条例を改正し，金融機関破たん時に限り市債の償還資金に充てることを可能とする。
- ・同一金融機関における，本市預金債権と，土地開発公社債務を相殺する。
土地開発公社に対する損失補償を，債務保証に切り替えることで，本市預金債権と土地開発公社債務の相殺を可能とする。

(2) 指定代理金融機関の活用

- 支払事務の一部委託等により，指定代理金融機関の活用を図る。

(3) 金融機関からの担保供出

- ・指定金融機関からの担保増額を求めていく。
- ・指定代理・収納代理金融機関からの，新たな担保供出を求めていく。

(4) 「金融機関破たん時対応マニュアル」の作成

- ・マニュアルにもとづき，全庁的に対応の徹底を図り，金融機関破たん時に備える。